

シンガポールにおける知的財産の法的手続 にかかる根拠規定と担当機関【その2】

Drew & Napier LLC

Lim Siau Wen



Drew & Napier 事務所 は 1889 年に設立された総合法律事務所である。約 250 名の弁護士が在籍している。Wen 氏はシンガポール弁護士であり、10 年以上の知的財産関連の経験を有している。知的財産に関する訴訟および商標、著作権、ドメイン名、意匠、営業秘密等を専門分野としている。

知的財産に関する紛争の法的手続は、内容に応じてシンガポール知的財産庁商標登録局または高等裁判所に提起する。異議申立は、商標登録局に提起し、取消請求および無効請求は、商標登録局または高等裁判所に提起する。高等裁判所では、情報技術紛争に関して、その専門知識と経験を備えた裁判官を特定する専門家リストを策定している。さらに高等裁判所は、知的財産紛争に関して、事件管理要点と専門家実務を定める知的財産裁判所便覧もまとめている。シンガポールにおける知的財産の法的手続にかかる根拠規定と担当機関について紹介する全 2 回のシリーズの後編。

■特許

【その 1】からの続き

特許取消手続は、登録局に提起する。特許法第 80 条(1)は、以下のように規定している。

シンガポール特許法第 80 条(1) 申請に基づいて特許を取り消す権限

(1)本法の規定に従うことを条件として、登録官は、請求に基づいて、命令を発して発明に関する特許を次の何れかの理由（ただし、これに限る）により取り消すことができる。（以下略）

特許権侵害訴訟は、高等裁判所に提起する。特許法第 67 条(1)は、以下の通り規定している。

シンガポール特許法第 67 条 特許の侵害手続

(1)この部（第 XII 部）に従うことを条件として、特許の所有者は、当該特許の侵害であるとする如何なる行為に関しても民事訴訟を裁判所に提起することができ、かつ、（裁判所の他の如何なる管轄権も害することなく）当該手続において、次の事項について請求することができる。

さらに裁判所規則は、特許法に従い高等裁判所に提起された請求に関する特別規定を定めている。裁判所規則命令 87A、規則 1 および 2 は、以下の通り規定している。

・ 解釈（命令 87A、規則 1）

1.本命令において、

「本法」とは、特許法（Chapter 221）をいう。

「公報」とは、本法第 115 条(4)に基づく規則に従い刊行される公報をいう。

「特許」とは、本法に基づき付与された特許または本法第 117 条(3)に基づき有効な特許をいう。

「登録官」とは、特許登録官をいう。

「登録局」とは、本法に基づき設立された特許登録局をいう。

・ 侵害訴訟（命令 87A、規則 2）

2.(1)命令 5、規則 4 の規定に拘わらず、原告により特許侵害に関する申立が提出された訴訟は、令状により開始される。

(2)当該訴訟の原告は、特許明細書におけるどのクレームが侵害申立の対象かを明記し、被疑侵害の種類ごとに少なくとも一つの実例を示した、侵害の根拠となる詳細を述べる請求の原因の陳述書を送達しなければならない。

(3)当該訴訟の被告が、訴訟に対する抗弁として、侵害の時点で原告により、または原告の同意を受けて締結された、本法第 51 条に基づき無効となる条件を定めた当該特許に関する有効な契約またはライセンスが存在したと主張する場合には、かかる各契約またはライセンスの日付および当事者の詳細、ならびにかかる各条件の詳細を原告に送達しなければならない。

■登録意匠

意匠の実際の所有者は、当該登録意匠の権利を受ける資格のない者を相手取り、高等裁判所に訴訟を提起することができる。意匠法第23条(1)は、以下の通り規定している。

シンガポール意匠法第23条(1)

(1)意匠が登録された後、その意匠における利害を有するまたは主張する者は、裁判所に次の事項を決定するよう請求することができる。

- (a) 真の意匠の所有者は何人か
- (b) その意匠が、登録されたときの名義人の名称で登録されるべきであったか否か または
- (c) その意匠における権利をその他の者に移転または付与すべきか否か

裁判所は当該質問について決定しなければならず、かつ、決定を実施するのに適切とみなす命令を下すことができる。

意匠法第27条は、登録局または高等裁判所による意匠登録の取消について規定している。意匠法第27条(1)および第27条(2)において、三つの取消理由が以下のように規定されている。

シンガポール意匠法第27条(1)および(2)

(1)意匠が登録された後いつでも、利害関係人は登録官または裁判所に対し、その意匠はその登録日付において新規でなかったという理由、または登録官がその意匠の登録を拒絶することができたであろうその他の理由で、意匠の登録の取消を請求することができる。また登録官は、申請に基づいて適切とみなす命令を下すことができる。

(2)意匠が登録された後いつでも、利害関係人は登録官または裁判所に対し、次の理由でその意匠の登録の取消を請求することができる。

- (a) その意匠が登録された時点で、著作権が存する芸術作品に関して対応する意匠であったこと、および

(b) その登録意匠における権利が第22条(1)に従って満了していること。また、登録官は、請求に基づいて適切とみなす命令を下すことができる。

登録意匠の侵害訴訟は、高等裁判所に提起する。意匠法第36条(1)～(2)は、以下の通り規定している。

シンガポール意匠法第36条(1)および(2)

(1)登録意匠の侵害は、登録所有者により提訴可能である。

(2)本法の規定に従うことを条件として、裁判所が侵害訴訟手続において付与することのできる救済には、次を含む。

- (a) 差止命令（裁判所が適切とみなす条件があればこれに従うものとする）、および
- (b) 損害賠償または利益の返還の何れか

■ 参考資料

- ・シンガポール特許法 第67条、第80条
- ・シンガポール意匠法 第27条、第36条
- ・シンガポール商標法 第13条、第22条、第23条、第31条
- ・シンガポール裁判所規則 87、87A
- ・シンガポール最高裁判所ウェブサイト
(<https://www.supremecourt.gov.sg/default.aspx?pgID=43>)

(完)

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)